

決算書の表示誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療 財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）は、総合検診システムについてリース契約（リース期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日まで、リース料総額：87,784円（うち単年度リース料：17,556千円）を締結しており、平成24年度末時点で、当該リース債務が70,227千円となっている。</p> <p>現行会計基準では、当該リース債務の支払期限が、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来するものについては流動負債の部に計上するが、1年を超えるものについては固定負債の部に計上する必要がある。</p> <p>しかし、財団では、法人事務局で実施している平成24年度決算において、貸借対照表上当該リース債務全額70,227千円を固定負債の部に計上していた。</p>	<p>平成24年度末時点のリース債務70,227千円のうち、支払期限が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来する17,556千円については、流動負債に計上する必要があった。</p> <p>次年度の決算においては、支払期限が貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に到来する17,556千円については、流動負債に計上されたい。</p> <p>【企業会計原則 注解16 当該箇所抜粋】</p> <p>〔注16〕 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について（貸借対照表原則四の（一）及び（二））</p> <p>貸付金、借入金、差入保証金、受入保証金、当該企業の主目的以外の取引によって発生した未収金、未払金等の債権及び債務で、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に入金又は支払の期限が到来するものには、流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が一年をこえて到来するものは、投資その他の資産又は固定負債に属するものとする。</p>	<p>平成25年度決算において1年以内に納期の到来する17,556千円について流動負債に計上した。</p> <p>今後は、顧問会計士による職員研修を実施するなど職員の会計事務処理研修を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

棚卸資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
<p>公益財団法人 大阪府保健医療 財団</p>	<p>1 がん予防検診事業で使用する医材料の管理について、台帳管理の対象に係る基準を定めていないことから、台帳管理しているもの(34点)としていないもの(約500点)が混在している。</p> <p>なお、会計上、台帳管理しているものは棚卸資産として計上しているが、台帳管理していないものについては、購入時に費用処理している(棚卸資産として計上していない)。</p> <p>医材料のうち台帳管理されているものの例示</p> <table border="1" data-bbox="423 619 824 783"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>購入単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソルダナ</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>エニマクリン</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>エンドサイト</td> <td>16,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>医材料のうち台帳管理されていないものの例示</p> <table border="1" data-bbox="423 847 824 1011"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>購入単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒセトセック</td> <td>16,400</td> </tr> <tr> <td>イーグル</td> <td>87,400</td> </tr> <tr> <td>メタノール</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	品名	購入単価 (円)	ソルダナ	5,000	エニマクリン	900	エンドサイト	16,400	品名	購入単価 (円)	ヒセトセック	16,400	イーグル	87,400	メタノール	350	<p>医材料は、原則として台帳を作成して受け払い管理し、会計上、在庫を棚卸資産として計上すべきであるため、金額的・質的重要性の観点から必要性を勘案し、台帳管理する医材料の範囲を明確にすべきである。</p>	<p>平成25年度に購入した消耗品を点検し、台帳管理すべきものを検討した結果、薬品・医材料の全てを台帳に掲載するとともに、年度末現在の有り高を棚卸資産として貸借対照表に計上した。</p>
品名	購入単価 (円)																		
ソルダナ	5,000																		
エニマクリン	900																		
エンドサイト	16,400																		
品名	購入単価 (円)																		
ヒセトセック	16,400																		
イーグル	87,400																		
メタノール	350																		
	<p>2 棚卸資産として計上している34点の医材料のうち、平成24年度決算において10点の単価に誤りがあり、87千円が過大計上となっていた。</p>	<p>棚卸資産の評価単価を誤ったのは、担当者台帳に単価の入力を誤ったこと及び担当者以外の者によるチェックがなされていないことが要因である。今後は、適切な金額で計上されるよう、事務処理手続を明確化して、ダブルチェックを徹底すべきである。</p>	<p>平成26年4月からは、各部所の担当者と事務担当者で棚卸を実施し、担当者以外に副担当者を設け、ダブルチェックを徹底し、決算においても適正な処理を行う。</p>																

府から貸与を受けた資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容										
<p>公益財団法人 大阪府保健医療 財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団は、指定管理者として大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を受託している。府から貸与を受けている備品や医療用機器等の物品について、サンプルチェック（約400品目中10件）したところ、委託契約書において物品の管理についての定めがあるにもかかわらず、以下のような事例があった。</p> <p>1 センター開設当初から貸与を受けている洗濯機2台について、現在は取り替えられ除却済みであるが、備品台帳に取替え前の旧備品が記載されている。また、当該取替えの事実について府の承認を得ておらず契約違反である。</p> <table border="1" data-bbox="425 683 824 782"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗濯機</td> <td>160,650</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>174,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【上記委託契約書 当該箇所抜粋】 （現状変更の禁止） 第17条 乙は、施設及び物品の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合にはこの限りではない。</p> <p>2 貸与資産の中には、長期間使用していない医療機器がある。</p> <table border="1" data-bbox="425 1098 824 1165"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷温水層</td> <td>2,787,750</td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額（円）	洗濯機	160,650	洗濯機	174,300	品名	金額（円）	冷温水層	2,787,750	<p>除却した資産については、速やかに府に報告し、備品台帳に旧資産の除却と新資産の登載を行うなど適切に対応されたい。</p> <p>また、長期間使用していない医療機器の取扱についても、府と協議・調整されたい。</p>	<p>1 洗濯機2台に関しては、急な故障（修理不能）であり、医務服や患者の衣服の洗濯など洗濯機は日々の業務に欠かせないものであることから、早急な購入が必要であったが、当該洗濯機の買い替え時に、誤って府の承認を得る手続を行わないまま当該洗濯機を廃棄処分してしまったものである。</p> <p>廃棄した洗濯機2台については、府の事後承認を得て、貸与備品の台帳から削除した。</p> <p>今後、府から貸与を受けた備品の異動については、大阪府と緊密な調整をとり、府の承認を得て手続することを徹底していく。</p> <p>なお、購入した洗濯機2台については、見積金額が10万円未満の消耗品であったため、府の承認が不要となっている。</p> <p>2 冷温水槽については、府と協議・調整した結果、故障しているわけではなく、今後も循環器系疾患の患者に使用する可能性があるため除却はせず、活用方法について、継続的に検討していくこととなった。</p>
品名	金額（円）												
洗濯機	160,650												
洗濯機	174,300												
品名	金額（円）												
冷温水層	2,787,750												

未請求レセプトの管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療 財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団は、指定管理者として大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を受託している。</p> <p>センターにおいて、平成24年度中に診療行為は完了し請求金額も確定しているにもかかわらず、医師の症状詳記（※）の作成が未了のためにレセプトの請求ができていない診療報酬（診療3件13,878千円）があった。</p> <p>また、当該診療報酬については、平成24年度決算で医業収益の計上がなされていない。なお、当該診療報酬については、平成25年度においてレセプト請求がなされ入金済みとなっている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（※） レセプトが高額請求（点数20万点以上、金額で2,000千円以上）となる場合に、その症状の経過、検査の理由及び具体的な治療内容やその必要性等を記載した書類</p> </div>	<p>診療行為が完了したものについては、速やかに必要書類等を調製し、レセプト請求することを徹底されたい。</p> <p>また、会計年度中に診療行為は完了し請求金額も確定している診療報酬については、当該年度の決算において医業収益の計上を行われたい。</p>	<p>必要書類等の調整については、医事課からの主治医への書類作成依頼と並行し、所長・事務長からも催告することを徹底し、請求金額が確定したレセプトは全て平成25年度中に請求した。</p> <p>また、診療行為が完成し請求金額も確定している診療報酬については、遅滞なく必要書類等の調整を行い、当該年度の決算に医業収益計上するよう徹底した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

決算書における不要な注記の記載

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>一般財団法人 大阪府タウン管理財団</p>	<p>一般財団法人大阪府タウン管理財団(以下「財団」という。)は、関連会社である千里北センター株式会社の日本政策投資銀行に対する借入債務109,200,000円(平成24年度末現在)について、財団の保有する土地に担保権を設定しており、決算書「財務諸表に対する注記」において、以下の内容の注記を行っている。</p> <p>「4 担保に供している資産 (1) 土地202,199,161円(帳簿価格)を、関連会社である千里北センター株式会社の債務109,200,000円(日本政策投資銀行からの借入金平成24年度末残高)の担保に供している。」</p> <p>また、上記にあわせて以下のとおり保証債務に係る注記も行っている。</p> <p>「6 保証債務等の偶発債務 関連会社である千里北センター株式会社の債務109,200,000円(日本政策投資銀行からの借入金平成24年度末残高)に対して、債務保証を行っている。」</p> <p>財団は上記借入債務に対して、日本政策投資銀行と土地の担保権設定契約は締結しているが、保証債務契約は締結していないため、保証債務に係る注記については不要な開示である。</p>	<p>保証債務に係る不要な注記については、今後の決算において適切に対応されたい。</p>	<p>平成25年度決算書の財務諸表に対する注記において、不要な開示である保証債務に係る注記を削除した。</p>